一般規則第百十六条を次のように改める。

第八条

第百十六条　旅行の費用の償還

1　郵便業務理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（当該他の方法による旅行の費用は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。）の償還を受ける権利を有する。

第九条

一般規則第百十九条を次のように改める。

第百十九条　諮問委員会の構成

1　諮問委員会は、次のものから成る。

1.1　非政府機関（利用者、配達業務提供者又は郵便局員若しくはその雇用者を代表する団体を含む。）、慈善団体、標準化に係る団体、金融及び開発に係る団体、郵便業務分野への物品及び業務の提供者、運送に係る団体並びに他の民間部門の団体その他これらに類する個人の組織並びに連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する企業

1.1の二　加盟国又は連合の機関（諮問委員会を含む。）により推薦された郵便分野の高名な人物

1.1の三　削除

1.2　削除

1.3　削除

1の二　諮問委員会の全ての委員は、いずれかの加盟国において設立され、及び当該加盟国が要求する場合には当該加盟国において正当に登録され、又は1.1の二に規定する高名な人物の場合にはいずれかの加盟国において恒常的な居住地を有していなければならない。

2　諮問委員会の運営費は、管理理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、同委員会の委員が分担する。この場合において、諮問委員会内部規則に定めるところにより、同委員会の委員の個別の法的性質及び財政能力に応じて、異なる負担金を適用することができる。

3　諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。

第十条

一般規則第百二十条を次のように改める。

第百二十条　諮問委員会への参加

1　諮問委員会への参加は、管理理事会が定める申請及び承認の手続であって第百七条1.30の規定に従って行われるものによって決定される。

1の二　前条に規定する団体又は高名な人物が提出する諮問委員会への参加の申請には、同条1の二に規定する関係する加盟国の書面による事前の承認又は推薦を添付する。

2　諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。

第十一条

一般規則第百二十一条を次のように改める。

第百二十一条　諮問委員会の権限

1　諮問委員会は、次の権限を有する。

1.1　管理理事会及び郵便業務理事会の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、第百九条2.3及び第百十五条2.3の規定に従い、例外的に、受領する書類を制限することができる。

1.2　諮問委員会の委員にとって重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。

1.3　郵便業務分野に関する問題を検討し、及びこのような問題に関する報告書を提出すること。

1.4　管理理事会及び郵便業務理事会の活動に貢献すること（特に、報告書及び勧告を提出し、並びにこれらの理事会に意見を述べること。）。

1.5　管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、大会議に対し勧告を行うこと。

第十二条

一般規則第百二十四条を次のように改める。

第百二十四条　諮問委員会のオブザーバー

1　加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで諮問委員会の会合に参加することができる。

2　諮問委員会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

3　例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバー及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第十三条

一般規則第百二十七条を次のように改める。

第百二十七条　国際事務局長の権限

1　国際事務局長は、連合を法的に代表する。

2　国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括する。

2.1　国際事務局長は、Ｇ１からＤ２までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。

2.2　国際事務局長は、Ｐ１からＤ２までの等級への職員の任命に当たり、加盟国の国籍を有し、又は加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局長は、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮する。Ｄ２の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であって国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によって占められるものとする。

2.3　また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、Ｄ２、Ｄ１及びＰ５の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。

2.4　国際事務局の職員のＤ２、Ｄ１及びＰ５の等級への昇級については、国際事務局長は、2.3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。